静岡県告示第387号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条第3項の規定に基づき、次のとおり国土調査として令和3年3月31日指定した。

令和3年4月6日

静岡県知事 川勝平太

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
浜松市	西区篠原町、天竜区二俣町二俣、北区三ヶ日町	令和3年4月1日から
	津々崎の各一部	令和4年3月31日まで
沼津市	第2地区、原、根古屋、井出の各一部	IJ
熱海市	網代の一部	IJ
三島市	川原ヶ谷、大場の各一部	IJ
島田市	阿知ヶ谷の一部	IJ
富士市	柳島、十兵衛、下横割、上横割、川成島の各一部	IJ
磐田市	池田、福田の各一部	II
焼津市	田尻北、一色、田尻、下小田、駅北、中、中港、 石津、石津港町、栄町、焼津北、本町、新屋、小 川、下小田中町、石津中町、石津向町の各一部	n
掛川市	板沢の一部	IJ
藤枝市	益津、稲川、築地、築地一丁目、築地上、高柳、 兵太夫、与左衛門、青南町の各一部	11
袋井市	友永、下山梨、堀越、鷲巣、村松、久能、岡崎の 各一部	IJ
下田市	一丁目の一部	IJ.
裾野市	久根、深良の各一部	IJ
伊豆市	熊坂、瓜生野、冷川、八木沢の各一部	IJ
伊豆の国市	古奈、長岡、墹之上、長瀬の各一部	II
東伊豆町	片瀬の一部	II
南伊豆町	湊、手石、青市の各一部	II
松崎町	松崎、江奈、宮内の各一部	II
西伊豆町	仁科の各一部	II
清水町	柿田、長沢、徳倉の各一部	II
長泉町	竹原の一部	II
小山町	小山、一色、用沢の各一部	II
川根本町	水川の一部	II.